

1 健康管理について

(1) 学校生活について

ア 登校前

起床後

- ・起床時の健康状態をチェック（カゼ症状の有無、家族の状況確認）
- ・体温を測定し Classi へ入力
 - ※Classi への入力ができない生徒は紙媒体へ記録
- ・マスク、ティッシュ、小さなゴミ袋の準備
 - ※予備のマスク数枚をカバンに入れておくこと
- ・発熱（微熱も含む）、カゼ症状等、平常時と体調が異なる場合は無理をせず、**登校を控える→出席停止の措置** ※必ず学校へ御連絡ください
- ・登校後、発熱等の症状がある場合には1時間以内のお迎えをお願いします

イ 登校時

登校後すぐ

- ・生徒玄関もしくは教室前で手指の消毒を行う
- ・体温測定を忘れた生徒は昇降口入って左側にある体温計で測定してから教室へ入る

教室

- ・換気を行いながらの授業（30分に1回以上、5分程度窓を全開にする）
⇒上着の着用・膝掛けの使用等を許可
- ・昼食前には必ず手洗いを行う（石けんを使用し、流水で30秒を目安に手洗い）
- ・昼食時も会話を控え、食後の歓談時には必ずマスクを着用する
- ・咳エチケット（咳やくしゃみを他人にかけない）の徹底
 - マスクを着用（口、鼻を覆う）
 - ティッシュ、ハンカチで口、鼻を覆う
 - 袖で口、鼻を覆う
- ・通常の清掃により清潔に保つ
- ※大勢がよく手を触れる場所（ドアノブ・手すり・スイッチ等）などについては清掃時に消毒

トイレ

- ・トイレ使用後は手洗いを確実に実施し、持参したハンカチで水分をとる
- ※トイレ内の手の触れる箇所（ドアノブ、スイッチ、洗浄レバー等）は清掃時に消毒

ウ 放課後

- ・体調が万全でない（熱っぽさ、カゼ症状）場合は速やかに帰宅し、自宅で休養

エ 帰宅後

- ・抵抗力を高める生活を心がける
 - 十分な睡眠（早寝早起き）
 - 適度な運動
 - バランスのとれた食事

(2) カゼ症状（発熱、咳、倦怠感等）がある場合の対応について

※学校ではカゼ様症状か新型コロナウイルス感染症の区別はできません

ア 教室等で訴えを起こした場合

感染をできるだけ防止するために、他の生徒等と接触させないように、訴えのあった生徒をその時点で**健康相談室**へ連れて行き、保護者の迎えがあるまで休ませる。

イ 保健室へ訴えてきた場合

健康相談室で発熱、症状等の確認をし、保護者の迎えがあるまで休ませる。

有症状の場合、長時間学校へ留めておくことができません。原則1時間以内に帰宅できる方法を複数、事前に御家庭で取り決めておいてください。

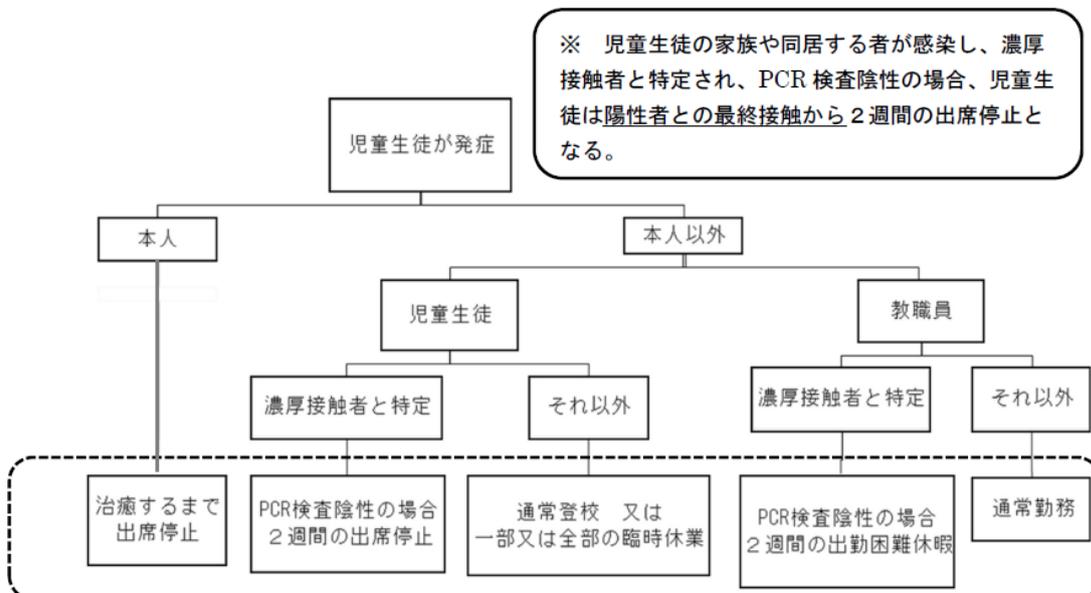
また、御家庭においては検温を一緒に行う等、家族の健康状態をお互いに把握できるようお願いいたします。

(3) 出席停止措置及び臨時休業措置について

ア 発症した生徒：出席停止（学校保健安全法第19条）

イ 発症したもの以外の生徒：濃厚接触者と特定された児童生徒は、PCR検査を実施（※検査結果陰性の場合、2週間の出席停止の措置）

それ以外の児童生徒については「通常登校」又は「学校の全部又は一部の臨時休業（学校保健安全法第20条）」



2 教室での学習活動について

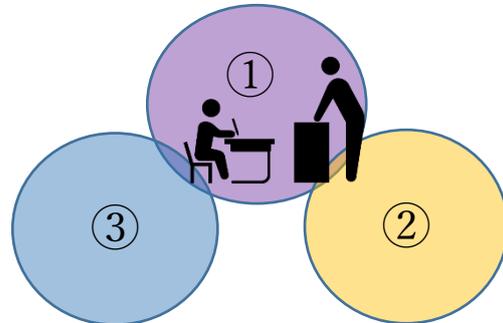
青森高校 教務部では以下のように新型コロナウイルス感染症に対応した授業・考査等の対応ガイドラインを作成しました。

(1) 具体的な「三密回避」授業の方法

ア 換気の徹底

- 欄間の常時開放
- 休み時間に外側窓を開放して換気
- 熱交換型換気扇の利用
- 悪天等の場合は換気扇を常時ON

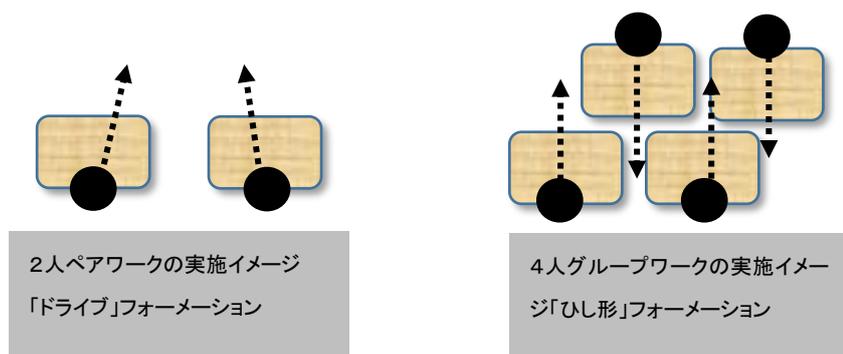
※寒さ対策として、膝掛け・コートの着用を推奨する。教室は構造的に「密集状態」であるため、「換気の徹底」が重要となります。



イ 密接場面の正対回避

- マスクの着用・ハンカチなどを利用した咳エチケットの徹底
- 教員の飛沫が最前列の生徒に及ばないように、全体を60cmほど下げる。なお、教員も可能な限りマスクを着用する。
- グループワークの際の「ひし形」フォーメーション
- ペアワークの際の「ドライブ」フォーメーション

飛沫感染リスクを極力抑えるため、図のような隊形に変更する。いずれのフォーメーションも、咳エチケット対策は前提条件、必須。



(2) 健康状態の観察・確認

ア・イを心がけるとともに、生徒の様子を観察し、体調が優れないような生徒には声がけをして保健室に行くよう指示する。

3 部活動について

- (1) 部・委員会活動における活動日、活動時間、練習場所等に関する感染防止対策
- ア 活動場所において、密集した場所で活動することがないように留意して行う。
 - イ 活動時間は、平日2時間、休日は3時間とし、生徒の健康・安全を第一に考え、時間厳守を徹底する。
※他校生徒と接触がある場合には、お互いの健康観察を確実にを行い、無理は絶対にしないこと。
 - ウ 各部、委員会の活動場所においても、顧問の指導のもと、こまめな換気（30分に5分程度）、咳エチケット、消毒等の計画を立てて活動を行うこととする。
- (2) 実際の活動に関する感染防止対策
- ア 活動日には、必ず顧問が付き、安全に配慮すること。生徒、顧問は、活動前に体温を測定し、顧問は生徒の体温を健康観察票に記録する。発熱や風邪の症状がある場合の活動は認めない。
基礎疾患のある生徒を把握し、家庭や医療機関とも連携を図る。
 - イ 活動場所は、飛沫感染防止のため、指定された場所のみとし、廊下やラウンジ、教室内等は使用しない。
 - ウ 活動場所や部室等の利用時間は短縮化を図り、分散して利用するなど、密集・密閉空間をつくらず、換気した状態で使用する。特に使用前後は窓を開放し、アルコール等による器具や用具、ドア等の消毒を行うこと。その他、顧問間で連携し、工夫する。
 - エ 活動前後には手洗い、洗顔を徹底し、咳エチケット等感染防止に努める。
 - オ 飲み物、タオル等、身に付ける用具は各自が準備し共用を避ける。
 - カ 飛沫感染が想定されるような練習（発声）及び至近距離での会話は屋外であっても避けるように工夫する。

次のような場合は、学校に御連絡ください。

- ①同居する家族等の陽性が判明し、生徒が濃厚接触者として特定された場合
※同居する家族等が濃厚接触者に特定される、PCR検査を受けるなど、生徒の登校が心配される場合も御相談ください
- ②生徒が濃厚接触者または疑わしい症状のため、生徒がPCR検査を受けた場合
- ③生徒が簡易検査（抗原検査等）を受け、陽性と判定された場合
※簡易検査で陽性の場合、PCR検査にて確定診断を行うこととなります
- ④発熱、風邪症状等疑わしい症状があり、欠席する場合
※出席停止の措置となります
- ⑤その他、心配事や困り事があるとき

【青森高校 TEL:017-742-2411】

